

広島県告示第二百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によつて、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年二月七日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名 称	所 在 地	種 医 療 の 自 立 支 援 類	標 し て ば り う 診 療 科 の 名
花園クリニツク	藤井病院	精神通院医療	内科
福山市花園町 一丁目三一九	福山市鞆町鞆 三二三	精神科・心療	精神科・心療
桑原 美苗	宮阪 実	桑原 美苗	精神科・心療
一日 平成二〇年二月	月一日 平成二〇年二月	一日 平成二〇年二月	指 定 年 月 日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	医 療 の 自 立 支 援 類	指 定 年 月 日
栄町薬局広店	呉市広古新開二丁目一五一一二	精神通院医療	一日 平成二〇年二月